

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 2 月 22 日

月 曜 日

第 4021 号

目 次

告 示

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 1

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 2

収用委員会公告

○裁決手続開始の決定

告 示

富山県告示第81号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営野口地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 2 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営野口地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年 2 月 24日から

平成28年 3 月 24日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日か

ら起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県公安委員会告示第26号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成28年2月24日から施行する。

平成28年2月22日

富山県公安委員会

委員 長 綿 貫 勝 介

別表第3 追越しのための右側部分はみだし通行の禁止

魚津市の項第4号を次のように改める。

4		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

魚津市、滑川市の項第1号を次のように改める。

1		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

裁決手続開始の決定

土地収用法第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したの

で、公告する。

平成28年 2 月22日

富山県収用委員会

1 起業者の名称

富山県

2 事業の種類

一般国道 415号道路改築工事（富山東バイパス・富山県富山市中田二丁目地内から同市下飯野字馬塚地内まで）並びにこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地(㎡)	使用しようとする土地(㎡)	備考
		公簿	現況	公簿	実測			
富山県 富山市 田畑字 上竹	726番6 の一部	宅地	宅地	450.86	450.92	347.99	44.23	土地を収用又は使用する部分の区域は、別添図面表示のとおり（別添図面省略）
	727番1 の一部	宅地	宅地	403.30	470.23	10.99	30.93	
	727番2 の一部	宅地	宅地	360.33	360.08	295.55	6.51	
	727番5	宅地	宅地	347.35	348.57	344.55	4.02	
	728番 の一部	宅地	宅地	456.19	470.64	87.71	46.29	
	729番 の一部	宅地	宅地	651.23	768.06	488.75	89.08	
	729番2	宅地	宅地	39.46	40.78	40.78	—	
	730番1 の一部	宅地	宅地	829.03	845.95	444.18	14.22	
			公衆用 道路		3.15	—	—	
	730番4	宅地	宅地	24.25	24.58	24.58	—	
731番1 の一部	宅地	宅地	621.00	543.08	144.05	9.38		
		公衆用 道路		20.35	—	—		

732番1	宅地	宅地	354.00	371.54	371.54	—
733番1 の一部	宅地	宅地	109.00	93.10	1.54	0.40

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所	登記申請受付年月日 及び受付番号
江端 久芳	富山県富山市布瀬本町3番地10	昭和54年9月7日 第1039号 (所有権移転)
		平成25年5月14日 第13186号 (登記名義人住所変更)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年2月19日